



島根県報

平成24年11月2日（金）

第2,441号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|-------------------|---|
| 定例県議会を招集する月の変更 | （財 政 課） | 2 |
| 生活保護法の規定による施術機関の指定 | （地 域 福 祉 課） | 2 |
| 生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出 | （ " ） | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | （高 齢 者 福 祉 課） | 2 |
| 解除予定保安林 | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | （中 小 企 業 課） | 3 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 | （ " ） | 5 |

【特定調達公告】

| | | |
|--|-------------------|---|
| 島根県民会館大ホール舞台機構改修工事請負業務に係る随意契約の相手方等 | （文 化 国 際 課） | 7 |
| 島根県民会館大中ホール舞台照明設備C型コンセント改修工事請負業務に係る随意契約の相手方等 | （ " ） | 8 |
| 島根県立中央病院におけるガンマカメラ一式購入に係る随意契約の相手方等 | （病 院 局） | 8 |

告 示**島根県告示第611号**

平成24年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の定例会は、定例県議会を招集する月（昭和27年島根県告示第733号）の規定にかかわらず、平成24年11月に招集する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 実施する事業 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------|--------|---------------------|-------------|
| 山本 修生 | 山本整骨院 | 柔道整復 | 仁多郡奥出雲町三成329 － 5 | 平成24年10月1日 |
| 中嶋 陽平 | やすぎ整骨院 | 柔道整復 | 安来市安来町756－ 5 | 平成24年10月11日 |

島根県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------|-----------------|------------|
| 山本 修也 | 山本整骨院 | 仁多郡奥出雲町三成329－ 5 | 平成24年9月30日 |

島根県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|-----------------|--------------------------|----------------------|----------------|
| 未来プロジェクト株式会社 | 特定施設入居者生活介護 | 介護付有料老人ホーム まほろばの郷さんさん | 仁多郡奥出雲町横田1010 － 3 | 平成24年11月 1日 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | |
| 未来プロジェクト株式会社 | 短期入所生活介護 | まほろばの郷さんさん | 仁多郡奥出雲町横田1010 | 平成24年11月 1日 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | | － 3 | |

島根県告示第615号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市五十猛町字大浦2718-1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第616号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 武井 明比古 広島県広島市中区上幟町7番17号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所及び法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本 繁 広島県広島市南区京橋町2番22号

（変更後）株式会社ゆめカード 代表取締役社長 武井 明比古 広島県広島市中区上幟町7番17号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

| 氏名または名称 | 住 所 | 代表者の氏名 | 備 考 |
|-----------------------|--------------------------|--------|---------------|
| (株) イズミ | 広島県広島市南区京橋町2番22号 | 山西 泰明 | |
| (株) アンデルセンベーカリーパートナーズ | 広島県広島市中区鶴見町2-19 | 吉田 之彦 | |
| 写真のつじの (有) | 島根県益田市下本郷町841番地5 | 辻野 芳文 | 平成19年11月30日退店 |
| (株) スイートガーデン | 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 | 磯野 幹夫 | 平成23年8月31日退店 |
| (株) 東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号 | 木山 茂年 | |
| (有) 共栄堂書店 | 島根県益田市あけぼの本町9番地4 | 桑原 利夫 | 平成18年1月9日退店 |
| (有) 宮内オリエント商会 | 島根県益田市駅前11-21 | 宮内 英次郎 | 平成20年2月25日退店 |

| | | | |
|-------------------|-------------------------|--------|------------------------|
| (株) 岩多屋 | 島根県浜田市浅井町87番地2 | 岩谷 百合雄 | 平成18年5月29日退店 |
| 藤田服飾(株) | 広島県広島市西区商工センター二丁目11番12号 | 藤田 弘道 | 平成22年9月30日退店 |
| (株) ニッタ (メガネのニッタ) | 島根県浜田市新町58番地2 | 新田 善久 | |
| (株) ニッタ (ニッタ) | 島根県浜田市新町58番地2 | 新田 善久 | 平成22年9月15日退店 |
| エステール(株) | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 | 丸山 朝 | |
| 幹田 健一 | 島根県益田市下本郷町721-11 | 幹田 健一 | |
| (有) リバティ | 島根県益田市中島町口122番地1 | 川上 洋一 | |
| (株) タツミヤ | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指田 幹 | |
| (有) サンモール | 島根県江津市江津町921番地1 | 山形 逸志 | 平成21年2月1日退店 |
| (有) モード・エ・モード静 | 島根県益田市あけぼの町11-12 | 安達 静江 | |
| (株) たけうち | 兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28 | 竹内 實 | 平成18年8月31日退店 |
| (株) ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 道正 | |
| はるやま商事(株) | 岡山県岡山市表町1-2-3 | 治山 正次 | |
| (株) 島根イエローハット | 島根県益田市遠田町2291 | 永富 武光 | |
| (株) ベスト電器 | 福岡県福岡市中央区那の津二丁目1番12号 | 有菌 憲一 | |
| (株) ファーストリテイリング | 山口県山口市大字佐山717-1 | 玉塚 元一 | |
| ジャスト商事(株) | 島根県益田市遠田町2236 | 湊 勝廣 | 平成23年9月1日(株)ジュンテンドーと合併 |

(変更後)

| 氏名または名称 | 住 所 | 代表者の氏名 | 備 考 |
|----------------------|--------------------|--------|-------------------------------------|
| (株) イズミ | 広島県広島市南区京橋町2番22号 | 山西 泰明 | |
| (株) マーメイドペーカリーパートナーズ | 広島県広島市中区鶴見町2-19 | 吉田 之彦 | 平成19年7月9日社名変更 |
| (株) 東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号 | 木山 茂年 | |
| (株) ニッタ (メガネのニッタ) | 島根県浜田市新町58番地2 | 木東地 実 | 平成23年3月31日代表者変更 |
| A s - m e エステール(株) | 東京都新宿区住吉町8番12号 | 丸山 雅史 | 平成21年10月1日社名及び代表者名変更、平成22年11月1日住所変更 |
| 幹田 健一 | 島根県益田市乙吉町イ110番地 | 幹田 健一 | 平成18年6月22日住所変更 |
| (有) リバティ | 島根県益田市中島町口122番地1 | 川上 洋一 | |
| (株) タツミヤ | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 指田 努 | 平成16年10月18日代表者変更 |
| (有) モード・エ・モード静 | 島根県益田市乙吉町口42番地1 | 安達 静江 | 平成13年9月20日住所変更 |
| (有) CANDY | 島根県益田市高津一丁目13番14号 | 豊田 泰枝 | 平成21年9月19日入店 |
| (株) ちづる | 広島県広島市東区若草町10番12号 | 森 啓輔 | 平成19年1月26日入店 |

| | | | |
|---------------------|-----------------------------|-------|---------------------------------------|
| (株) コスモネット | 京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町 689番地 | 三上 明 | 平成23年10月1日入店 |
| (株) テイクワン | 広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目15 番3号 | 田上 敏明 | 平成23年10月1日入店 |
| (有) ノース | 島根県松江市東津田町1287-8 | 北脇 明男 | 平成22年10月1日入店 |
| (株) ハニーズ | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番 地の1 | 江尻 義久 | 平成18年7月15日入店 |
| (株) ビューユー | 大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号 | 林田 和昭 | 平成24年3月6日入店 |
| (株) ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 道正 | |
| はるやま商事(株) | 岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号 | 治山 正史 | 平成23年6月29日代表者 変更 |
| (株) 島根イエローハット | 島根県益田市高津七丁目19番8号 | 永富 武光 | 平成21年2月1日住所変 更 |
| (株) ベスト電器 | 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号 | 小野 浩司 | 平成17年6月1日住所変 更、平成24年5月24日代 表者変更 |
| (株) ファーストリテイリン グ | 山口県山口市大字佐山717番地1 | 柳井 正 | 平成17年11月1日代表者 変更 |
| (株) 三城 | 東京都品川区北品川四丁目7番35号 | 加賀 純一 | 平成23年9月9日入店 |

2 届出年月日

平成24年10月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第617号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 武井 明比古 広島県広島市中区上幟町7番17号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 18,847平方メートル

(変更後) 20,206平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 687台

(変更後) 928台 (カジュアル衣料棟周辺及び書籍棟周辺の追加)

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 114台

(変更後) 124台 (書籍棟西面に追加)

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 832平方メートル

(変更後) 884平方メートル (カジュアル衣料棟北面及び書籍棟北面並びにメガネ棟北面に追加)

オ 廃棄物棟の保管施設の位置及び容量

(変更前) 172.30立方メートル

(変更後) 195.62立方メートル (カジュアル衣料棟北面及び書籍棟北面並びにメガネ棟北面に追加)

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

(株) イズミ他16社 : 午前9時00分から午後10時00分まで

(株) ジュンテンドー : 午前9時00分から午後8時00分まで

(株) ベスト電器 : 午前10時00分から午後8時00分まで

(株) 島根イエローハット : 午前10時00分から午後8時00分まで

はるやま商事(株) : 午前10時00分から午後8時00分まで

(株) ファーストリテイリング : 午前10時00分から午後8時00分まで

(株) ジュンテンドー(書籍棟) : 午前10時00分から午後10時00分まで

(株) 三城 : 午前10時00分から午後7時30分まで

(変更後)

(株) イズミ他16社 : 午前8時00分から午後10時00分まで

(その他は変更なし)

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午後10時30分まで

ク 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ゆめタウン棟 : 午前6時00分から午後7時00分まで

ホームセンター棟 : 午前6時00分から午後11時00分まで

- 家電棟 : 午前6時00分から午後7時00分まで
(変更後) ゆめタウン棟 : 午前6時00分から午後7時00分まで
ホームセンター棟 : 午前6時00分から午後11時00分まで
家電棟 : 午前6時00分から午後7時00分まで
カジュアル衣料棟 : 午前8時00分から午後6時00分まで
書籍棟 : 午後4時00分から午後5時00分まで
メガネ棟 : 午前9時00分から午前10時00分まで

(4) 変更の年月日

ア～オ、ク : 平成17年6月25日 (メガネ棟を除く。)

ア～オ、ク : 平成23年9月9日 (メガネ棟に限る。)

カ、キ : 平成24年10月16日

2 届出年月日

平成24年10月15日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (益田市常盤町1番1号)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県民会館における大ホール舞台機構改修工事請負業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年10月15日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
広島県広島市中区紙屋町一丁目3番2号 三精輸送機株式会社広島営業所
- 5 随意契約に係る契約金額
50,568,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年11月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県民会館における大中ホール舞台照明設備C型コンセント改修工事請負業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
広島県広島市中区鉄砲町7番18号 東芝エルティエーエンジニアリング株式会社中国営業所
- 5 随意契約に係る契約金額
40,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年11月2日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

- 1 件名
ガンマカメラ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年10月11日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社山陰支店長 三田 滋也 島根県松江市朝日町484番地16

5 随意契約に係る契約金額

62,994,750円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。